



平成 25 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ナ ッ ク
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 寺 岡 豊 彦
(コード番号 9788 東証第1部)
問 合 せ 先 I R ・ 広 報 室 室 長 川 上 裕 也
(T E L . 03-3346-2111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 10 日開催の取締役会において、下記のとおり定款一部変更に関する議案を平成 25 年 6 月 27 日開催予定の第 42 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 将来の事業展開に備え、現行定款第 2 条の事業目的に発電及び売電に関する業務を追加するものであります。
- (2) 社外取締役及び社外監査役として有用な人材の招聘を可能にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、社外取締役及び社外監査役との間に予め責任限定契約を締結することを可能とするための規定を新設するものであります(変更案第 25 条及び同第 33 条)。なお、社外取締役との責任限定契約の規定(変更案第 25 条)の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
第 2 条 (目 的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(24) (条文省略) (25) <u>上記各号に付帯する一切の業務。</u>	第 2 条 (目 的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(24) (現行どおり) (25) <u>発電及び売電に関する業務。</u> (26) <u>上記各号に付帯する一切の業務。</u>
(新設)	<u>第 25 条 (社外取締役との責任限定契約)</u> 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間で、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任につき、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

<p>第 25 条 (取締役会の決議の省略) (条文省略)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 26 条 (監査役の員数) (条文省略)</p> <p>第 31 条 (監査役の報酬等) (条文省略)</p>	<p>第 26 条 (取締役会の決議の省略) (現行どおり)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 27 条 (監査役の員数) (現行どおり)</p> <p>第 32 条 (監査役の報酬等) (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 32 条 (会計監査人の選任) (条文省略)</p> <p>第 33 条 (会計監査人の任期) (条文省略)</p> <p>第 7 章 計算</p> <p>第 34 条 (事業年度) (条文省略)</p> <p>第 37 条 (期末配当金等の除斥期間) (条文省略)</p>	<p>第 33 条 (社外監査役との責任限定契約) 当社は、会社法第427条第1項の規定によ り、社外監査役との間で、同法第423条第1項 の損害賠償責任につき、法令の定める最低責 任限度額を限度とする契約を締結すること ができる。</p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 34 条 (会計監査人の選任) (現行どおり)</p> <p>第 35 条 (会計監査人の任期) (現行どおり)</p> <p>第 7 章 計算</p> <p>第 36 条 (事業年度) (現行どおり)</p> <p>第 39 条 (期末配当金等の除斥期間) (現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成 25 年 6 月 27 日 (木曜日)
平成 25 年 6 月 27 日 (木曜日)

以 上